様式第１号（第５条関係）

とっとりＵＤ認証施設登録台帳

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 認証の番号及び年月日 | 所有者等の氏名及び連絡先（法人にあっては法人名及び代表者） | とっとりＵＤ認証施設の名称 | とっとりＵＤ認証施設の位置 | 認証ランク | 認証基準に適合している整備内容 | 認証施設の用途その他の事項 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

様式第２号（第６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

とっとりＵＤ適合認定証不交付通知書

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県　　　　　　所長　印

　とっとりＵＤ施設認証制度要綱第６条第４項の規定に基づき認定証を不交付としましたので通知します。

１　申請受付年月日　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

２　不交付理由

１　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は、鳥取県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　　　鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則

　鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成９年鳥取県規則第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第２号。以下「条例」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規則に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例、法、政令、省令及び建築基準法（昭和25年法律第201号）で使用する用語の例による。

（建築確認申請書等の添付図書）

第３条　法第14条第１項及び条例の規定により建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないこととされる特別特定建築物（以下「基準対象建築物」という。）の建築（用途の変更をして基準対象建築物にすることを含む。以下同じ。）を行う建築主等は、建築基準法第６条第１項（同法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）又は同法第18条第２項（同法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定による通知の文書（以下「計画通知書」という。）に、建築物移動等円滑化基準チェックリスト（知事が別に定めるところにより作成したものとする。以下同じ。）を添付しなければならない。

（専ら従業員の福利厚生のために使用される運動施設）

第４条　条例第13条第５号の規則で定める運動施設は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の41各号に掲げる施設とする。

（建築物移動等円滑化基準を適用しない増築等の認定）

第５条　条例第22条第２項の規定による認定（以下「不適用認定」という。）を受けようとする建築主等は、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定申請書（様式第１号）を当該建築物の所在地を所管する総合事務所長（当該所在地が八頭郡である場合にあっては東部総合事務所長、日野郡である場合にあっては西部総合事務所長とする。以下「所管事務所長」という。）に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる事項を明らかにする書類を添付しなければならない。

(１)　条例第13条、第14条又は第16条から第21条までの規定のうち、当該建築物の増築等については適用しないことを希望するものを適用した場合に、当該増築等に係る部分以外の部分について必要となる条例第22条第２項に規定する改修の内容

(２)　当該増築等と併せて前号の改修を行うことができない事由

３　所管事務所長は、第１項の申請書を受理したときは、これを知事に進達するものとする。この場合において、その申請に係る増築等の所管行政庁が知事以外の者であるとき（以下「他庁所管のとき」という。）は、当該所管行政庁に申請書の副本を送付するものとする。

４　知事は、前項の規定により進達された申請について不適用認定をしたときは、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定通知書（様式第２号）に第１項の申請書の副本を添付して、申請者に通知するものとする。この場合において、他庁所管のときは、所管行政庁にその旨を通知するものとする。

（計画認定申請書の添付図書）

第６条　所管行政庁が知事である特定建築物について法第17条第１項の申請を行う建築主等は、当該申請に係る申請書に建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（知事が別に定めるところにより作成したものとする。）を添付しなければならない。この場合において、当該特定建築物が基準対象建築物であるときは、建築物移動等円滑化基準チェックリストを併せて添付しなければならない。

２　所管行政庁が知事である特定建築物に係る法第17条第５項の通知は、特定建築物建築等計画通知書（様式第３号）に建築確認申請書を添付して行うものとする。（計画変更認定）

第７条　前条の規定は、所管行政庁が知事である特定建築物に係る法第18条第２項において準用する法第17条第１項の申請及び同条第５項の通知について準用する。この場合において、前条第１項中「申請書」とあるのは「特定建築物建築等計画変更認定申請書（様式第４号）」と、「建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト」とあるのは「建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト及び法第17条第３項の認定に係る認定通知書」と、「添付しなければ」とあるのは「添付して、所管事務所長に提出しなければ」と読み替えるものとする。

２　所管事務所長は、法第18条第１項の認定をしたときは、特定建築物建築等計画変更認定通知書（様式第５号）に次に掲げる書類を添付して、申請者に通知するものとする。

(１)　特定建築物建築等計画変更認定申請書の副本

(２)　法第18条第２項において準用する法第17条第４項の適合通知を受けて当該認定をした場合にあっては、当該適合通知に添えられた建築確認申請書の副本

（建築主等の変更）

第８条　所管行政庁が知事である特定建築物について法第17条第３項又は第18条第１項の認定に係る建築等が完了するまでの間にその建築主等を変更しようとする認定建築主等は、当該変更により建築主等となる者とともに、認定建築主等変更届（様式第６号）に当該認定に係る認定通知書を添付して、所管事務所長に提出しなければならない。この場合において、所管事務所長は、それらの認定通知書を書き換えて、当該変更により建築主等となる者に交付するものとする。

（エレベーターの特例認定）

第９条　所管行政庁が知事である特定建築物について、法第23条第１項の規定による認定（以下「エレベーター特例認定」という。）を受けようとする者は、エレベーター特例認定申請書（様式第７号）に次に掲げる図書その他知事が必要と認める書類を添付して、所管事務所長に提出しなければならない。

(１)　建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第１条の３第１項の表１の(い)項に掲げる図書（床面積求積図を除く。）に同項の表２の(86)項の(ろ)の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載したもの

(２)　建築基準法施行規則第１条の３第１項の表１の(ろ)項に掲げる図書

(３)　構造詳細図（縮尺、主要構造部の材料の種別及び寸法、エレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置の位置及び構造並びにエレベーターのかご及び昇降路の出入口の戸の構造及び寸法を記載したもの）

(４)　構造計算書（エレベーターを設置する特定建築物がその壁、柱、床及びはりの応力算定及び断面算定の結果から見て、エレベーターの設置後においても構造耐力上安全な構造であることが確認できるもの）

２　所管事務所長は、エレベーター特例認定をしたときは、エレベーター特例認定通知書（様式第８号）に前項の申請書の副本を添付して、申請者に通知するものとする。

（適合証の交付請求）

第10条　条例第24条第１項の規定による請求は、建築物移動等円滑化基準適合証交付請求書（様式第９号）を提出してしなければならない。

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(１)　建築基準法第７条第５項の規定により交付された検査済証（同法第７条の２第５項後段の規定により当該検査済証とみなされるものを含む。）の写し（法第14条第１項及び条例の規定により、特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない場合であって、当該特定建築物の建築について建築基準法第７条第４項の規定による検査を受けなければならないときに限る。）

(２)　次に掲げる書類（前号に規定する場合以外の場合及び増築等の場合に限り、増築等の場合にあっては、当該増築等に係る部分以外の部分に関するものを含む。）

ア　建築基準法施行規則第１条の３第１項の表１の(い)欄に掲げる図書（床面積求積図を除く。）に同項の表２の(86)項の(ろ)の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載したもの

イ　建築物移動等円滑化基準チェックリスト

３　条例第24条第１項に規定する適合証の様式は、様式第10号のとおりとする。

（提出部数）

第11条　この規則の規定により所管事務所長に提出する申請書その他の書類の部数は、第５条第１項の申請書にあっては正本１部及び副本２部（他庁所管のときは、３部）、前条第１項の請求書にあっては正本１部、その他のものにあっては正本及び副本各１部とする。

　　　附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成20年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際既に建築確認申請書又は計画通知書が提出されている基準対象建築物の建築については、第３条の規定は適用しない。

（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）

３　鳥取県事務処理権限規則（平成８年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

　次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

　（省　略）

様式第３号（第７条関係）

とっとりＵＤ適合認定事前協議申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　所管行政庁　様

事前協議者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

次の特別特定建築物について、とっとりＵＤ適合認定証の交付を受けたいので、とっとりＵＤ施設認証制度要綱第７条第１項の規定により事前協議します。

|  |  |
| --- | --- |
| 特別特定建築物の名称 |  |
| 特別特定建築物の位置 |  |
| 用途 |  |
| 階数 |  |
| 工事完了年月日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 設計者 | 事務所の名称 |  |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(担当者名) |
| 事務所の所在地 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(電話番号) |
| 代理者 | 事務所の名称 |  |
| 氏名 |  |
| 事務所の所在地 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(電話番号) |
| ※基準適合状況 | 　適　合　・　不適合 |
|  | 特記事項 |  |
| ※受付欄 | ※処理欄 | ※決裁欄 |
| 　　　年　　月　　日 |  | 　　　年　　月　　日 |
| 第　　　　　　　号 | 第　　　　　　　号 |
| 係員氏名 | 係員氏名 |

　注　※印のある欄は、記入しないこと。

様式第４号（第９条関係）

とっとりＵＤ認証施設名称変更届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　鳥取県知事　様

所有者等　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

次のとっとりＵＤ認証施設について、設名称を変更したので、とっとりＵＤ施設認証制度要綱第９条第１項の規定により提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名称を変更した日 |  |
| 変更前の施設名称 |  |
| 変更後の施設名称 |  |
| 備考 |  |

様式第５号（第10条関係）

とっとりＵＤ認証施設辞退届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　鳥取県知事　様

所有者等　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

次のとっとりＵＤ認証施設について、認証を辞退したいので、とっとりＵＤ施設認証制度要綱第10条第１項の規定により提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 認証を辞退したい日 |  |
| 辞退の理由 |  |
| 認証年月日 |  |
| 施設の名称 |  |
| 施設の位置 |  |
| 認証ランク |  |

様式第６号（第11条関係）

とっとりＵＤ適合認定書交付請求書取り下げ届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　鳥取県知事　様

申請者　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

次の特別特定建築物について、とっとりＵＤ適合認証書交付請求書を取り下げたいので、とっとりＵＤ施設認証制度要綱第11条第１項の規定により提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 特別特定建築物の名称 |  |
| 特別特定建築物の位置 |  |
| 設計者 | 事務所の名称 |  |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(担当者名) |
| 事務所の所在地 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(電話番号) |
| 代理者 | 事務所の名称 |  |
| 氏名 |  |
| 事務所の所在地 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(電話番号) |